

【東青梅居宅介護支援事業所 契約書別紙料金表】

令和6年4月1日 現在

(居宅介護支援利用料) 青梅市 地域区分3級地(上乗せ割合15%)
単位数×11.05円(人件費割合70%)

居宅介護支援費(Ⅰ)(ⅰ)

介護支援専門員取扱件数45件未満

(介護予防支援については利用者数に3分の1乗じた数を加えた数)

要介護1・2 (1086単位) 12,000円

要介護3・4・5 (1411単位) 15,591円

居宅介護支援費(Ⅱ)(ⅰ) ケアプランデータ連携システム活用、かつ事務職員配置

介護支援専門員取扱件数50件未満

(介護予防支援については利用者数に3分の1乗じた数を加えた数)

居宅介護支援費(Ⅰ)(ⅰ)と同単位、同利用料

特定事業所加算(Ⅰ) 1ヶ月につき (519単位) 5,734円

特定事業所加算(Ⅱ) 1ヶ月につき (421単位) 4,652円

特定事業所加算(Ⅲ) 1ヶ月につき (323単位) 3,569円

特定事業所加算(A) 1ヶ月につき (114単位) 1,259円

★特定事業所加算(Ⅲ)について

- ・常勤専従の主任介護支援専門員を1人以上配置。
(介護予防支援の提供や地域包括支援センターの委託を受けて総合相談支援事業所を行う場合はこれらの事業と兼務可)
- ・常勤専従の介護支援専門員を2名以上配置。(主任介護支援専門員を含めると合計3名以上)
- ・サービス提供の為の留意事項に係る伝達等を目的とした会議を概ね週1回以上開催。
- ・24時間連絡体制の確保と必要時に利用者等の相談に応じる体制の確保
- ・計画的な研修の実施。
- ・地域包括からの紹介の困難事例に対応している。
- ・介護支援専門員一人当たりの担当件数が45件(50件)未満。
- ・ケアマネ実習研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力または協力体制

を確保している。

- ・他法人が運営する居宅介護支援事業所と共同で事例検討会、研修会を実施している。
- ・必要に応じて多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成。
- ・ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病疾患等、他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。

① その他の加算項目

初回加算 1ヶ月につき (300単位) 3,315円

- ・新規及び要支援から要介護に移行した場合の計画作成時
- ・要介護状態区分2区分以上変更時の計画作成時
- ・過去2月以上、居宅介護支援が算定されていない場合に、
居宅サービス計画を作成した場合

入院時情報連携加算（Ⅰ） 1ヶ月につき (250単位) 2,762円

入院時情報連携加算（Ⅱ） 1ヶ月につき (200単位) 2,210円

（Ⅰ）利用者が病院または診療所に入院した日に病院等職員に対して利用者の必要な情報を提供。

※入院日以前の情報提供を含む。営業時間終了後または営業日以外の日に入院した場合は入院日の翌日を含む。

（Ⅱ）利用者が病院または診療所に入院した日の翌日または翌々日に病院等職員に対して利用者の必要な情報を提供。

※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合はその翌日を含む。

退院・退所加算（Ⅰ）イ 入院または入所期間中1回を限度に (450単位) 4,972円

退院・退所加算（Ⅰ）ロ 入院または入所期間中1回を限度に (600単位) 6,630円

退院・退所加算（Ⅱ）イ 入院または入所期間中1回を限度に (600単位) 6,630円

退院・退所加算（Ⅱ）ロ 入院または入所期間中1回を限度に (750単位) 8,287円

退院・退所加算（Ⅲ） 入院または入所期間中1回を限度に (900単位) 9,945円

（Ⅰ）イ 病院等の職員から利用者の情報提供をカンファレンス以外の方法により1回受けている

（Ⅰ）ロ 病院等の職員から利用者の情報提供をカンファレンスにより1回受けている

（Ⅱ）イ 病院等の職員から利用者の情報提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けている

（Ⅱ）ロ 病院等の職員から利用者の情報提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスにより受けている

（Ⅲ） 病院等の職員から利用者の情報提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによる

特定事業所医療介護連携加算 1ヶ月につき (125単位) 1,381円

- ・前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院退所加算の算定に係る病院等との連携の回数が合計35回以上。
- ・前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定。
- ・特定事業所（Ⅰ）（Ⅱ）または（Ⅲ）を算定している。

通院時情報連携加算 1ヶ月につき (50単位) 552円

- ・利用者1人につき1月に1回の算定を限度。
- ・利用者が医師、**歯科医師**の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けたうえで居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合。

緊急時等居宅カンファレンス加算 月2回程度 (200単位) 2,210円

病院または診療所の求めにより、当該病院または診療所の職員とともに利用者居宅を訪問しカンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合に算定。

ターミナルケアマネジメント加算 1ヶ月につき (400単位) 4,420円

終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者またはその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者または家族の同意を得て利用者宅を訪問し利用者の心身の状況等を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業所に提供した場合。

② 減算項目

- ・高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算
- ・身体拘束廃止未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算
- ・業務継続計画未策定事業所に対する減算 2025年3月31日まで猶予期間。

上記内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

<利用者氏名> _____ 印

ご家族、代理人が署名の場合 <代筆者氏名> _____

<ご家族氏名> _____ (続柄) 印

<代理人> _____ (続柄) 印